

令和4年 2月 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和4年2月18日 午後2時 日光市役所本庁舎 中会議室203

出席農業委員	11名
	1番 川村耕一 2番 手塚幸子 3番 高橋和子 4番 福田絹江
	5番 斎藤敏夫 6番 加藤英利 7番 神山隆治 8番 増淵勝
	9番 高橋久美子 10番 小池毅 11番 渡邊悦子
欠席農業委員	なし
出席推進委員	6名
	12番 柏木武 16番 福田正明 19番 酒主学 22番 福田浩一
	25番 福田重勝 24番 吉原浩之
欠席推進委員	なし
傍聴人	なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第4号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第5号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 報告第6号 農地法第18条（通知）について
- 第6 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第8 議案第13号 非農地証明願について
- 第9 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第10 議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農地利用集積計画の公告）に基づく決定について

沼尾洋克事務局長

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは、開会にあたり福田会長から挨拶がございます。

福田絹江議長

（挨拶）

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条第5項の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

福田絹江議長

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。また、推進委員につきましては20名中6名の出席で

あります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田 絹江 議長

ただ今から、令和4年2月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

沼尾洋克事務局長

(議事日程を朗読)

福田 絹江 議長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思えます。7 神山隆治委員、9 番高橋久美子委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

福田 絹江 議長

つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

福田 絹江 議長

日程第3、報告第4号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川村 光代 主任

報告第4号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明します。議案書は1ページとなります。先月の4条申請は2件ございました。許可書につきましても2件交付いたしました。申請人、土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和4年1月20日。許可日および指令番号につきましては、令和4年1月20日、日農委指令第4-21号及び22号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田 絹江 議長

報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは次に移ります。

福田 絹江 議長

日程第4、報告第5号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村主任挙手)

はい、川村主任。

川村 光代 主任

報告第5号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。議案書は2ページから3ページとなります。先月の5条申請は6件ございました。許可書につきましても6件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和4年1月20日。許可日および指令番号につきましては、令和4年1月20日、日農委指令第5-54号から59号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田 絹江 議長

これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

ないようですので次に移ります。

福田 絹江 議長

日程第5、報告第6号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹。

大島尚美副主幹

報告第6号、農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。総会資料は、4ページから5ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所、氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は4件で、申請番号1番が農業委員会扱いの利用権の解約、申請番号2番から4番が市農業公社扱いの利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

福田 絹江 議長

これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

ないようですので次に移ります。

福田 絹江 議長

日程第6、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、意見要請活動部会が担当しております。川村部会長から全体の説明をお願いします。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村部会長。

福田 絹江 議長

川村耕一農業委員

今回の現地調査は2月16日に、意見要請活動部会が2班体制で行いました。1班が私と酒主学委員、福田浩一委員、事務局から沼尾事務局長、川村主任が対応いたしました。2班は高橋和子副部会長と福田正明委員、吉原浩之委員、福田絹江会長、事務局から福田係長と大島副主幹が対応いたしました。内容ですが3条申請が3件、5条申請が2件、非農地証明願が5件、合計10件です。担当ですが、3条申請の1番については、福田浩一委員、2番が吉原浩之委員、3番が福田正明委員、5条申請1番が酒主学委員、2番が吉原浩之委員、非農地証明願の1番が福田正明委員、2番と3番が福田浩一委員、4番が吉原浩之委員、5番が酒主学委員です。以上でございます。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田浩一進委員挙手)

はい、福田委員。

福田浩一推進委員

私は、総会資料6ページ、議案第11号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市明神地内における交換を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は、日光市明神地内、落合西小学校から北へ約2キロメートルに位置した場所です。案内図による説明です。落合西小学校から市道を東に500メートルほど進み、左折して北に1.7キロメートル、さらに北に200メートルほど入ったところに申請地があります。公図による説明です。登記簿地目は田、現況も田となっております。写真のこちらが申請地です。その奥にある山林が、地目は畑ですが、山林となっておりますこの土地を交換により取得する予定です。譲受人は耕作地の近くに住んでおり、農地

取得後、水稻の作付けを予定しています。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可相当と考えるのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について川村部会長から報告をお願いします。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村部会長。

川村耕一農業委員

この案件は山林と農地の交換を目的とした3条申請です。ただいま説明にありましたとおり、この青い部分が農地で赤い部分が山林です。青い部分の農地は、手続き前から譲受人が耕作しています。山林の部分は非農地証明願が出されており、この後の議案で出てきます。譲受人は経営農地を適切に管理しており、部会としては何ら問題はないと思われま。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

意見もないようですので採決してよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それでは、質疑を集結し採決を行います。番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(吉原浩之推進委員挙手)

はい、吉原委員。

吉原浩之推進委員

私は、総会資料6ページ、議案第11号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市沢又地内において売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図による説明です。申請地は、沢又地内、今市青少年スポーツセンターから北東へ約1キロメートルに位置した場所です。案内図による説明です。今市青少年スポーツセンターから、県道を北東に1キロメートルほど進んだ付近に申請地が点在しています。公図による説明です。申請地は19筆で、登記簿地目は田、畑、山林、原野、現況は田、畑となっております。現地調査の写真により説明します。現在の状態は、数年間、耕作が滞ったために、ススキやオオハンゴンソウなどが繁茂していますが、機械による雑草の粉碎で完全に耕作地に戻るような状態です。ハウスも建っております。見ていただければわかると思いますが、先程の説明のとおりです。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、水稻及び青果物・野菜等を作付けしています。申請地は譲受人宅の近くであり、農地取得後も水稻及び季節の野菜の栽培を行う予定です。以上の事から農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について副部会長から報告願います。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋副部会長。

高橋和子農業委員

譲受人は農地を適切に管理して、申請地の荒れた土地を整備して水稻などの作物を作るということです。荒れた土地を整備して耕作するという事で荒廃農地にならないですみますので、何ら問題ないと思われま。ご審議

の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

小池毅農業委員 (小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

譲渡人の農地が約1千400平方メートル残っていますが、一括して買ってもらえなかったのでしょうか。

福田絹江議長 (鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主査 所在がわからない農地がありまして、その農地が残っています。所在が分かっている農地はすべて買う予定です。

福田絹江議長 他にご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号2番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(福田正明進委員挙手)

福田正明推進委員 はい、福田委員。

私は、議案第11号の3番を担当いたしました。総会資料8ページをご覧ください。本申請は、日光市大室地内において売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図による説明です。申請地は、日光市大室地内、大室小学校の後ろの道路から西へ約550メートルに位置した場所です。案内図による説明です。大室小学校から西に550メートルほど進んだ左手に申請地があります。申請地は1筆で、登記簿地目は原野、現況は田となっております。写真です。申請地は、この広い区画の立派な田です。こちらが道路です。譲受人の自宅は申請地のすぐ近くにあります。農地取得後は家族1人で水稻の作付けをする予定です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可相当と考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について高橋副部長から報告をお願いします。

(高橋和子農業委員挙手)

高橋和子農業委員 はい、高橋副部長。

ただいまの説明のとおり、申請地は譲受人宅のすぐ近くにありまして、トラクターなども準備して水稻を作付けするということで、許可することに何ら問題はないと思われまます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

意見もないようですので採決してよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それでは、質疑を集結し採決を行います。番号3番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

日程第7、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(酒主学推進委員挙手)

はい、酒主委員。

酒主学推進委員

私は、総会資料9ページ、議案第12号の1番を担当いたしました。本申請は日光市鬼怒川温泉大原地内におきまして、従業員駐車場敷地を目的とした5条申請です。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。申請地は、東武鉄道鬼怒川線の東武ワールドスクウェア駅から北へ約600メートルに位置します。東武ワールドスクウェア駅から国道121号線を北へ400メートル進み、交差点を左折して200メートルほど進んだ左手に申請地があります。登記簿地目・現況ともに畑です。周囲の状況は東側及び西側が道路、南側は宅地、北側は道路です。現地には、譲渡人1名、譲受人1名、行政書士が1名立ち会いました。申請地を従業員駐車場に利用する計画で杭打ちがしてありました。写真のこちらが南側です。これは北側をみた写真で、三角地になっています。周りは道路です。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いします。

福田 絹江 議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村部会長。

川村耕一農業委員

この案件は売買による5条申請で、譲受人はホテルを経営してしまして従業員の駐車場が少ないためこの土地を駐車場として利用する計画です。なお、砂利が敷いてあったため、始末書が出されております。このようなことから問題はないと考えますのでご審議の程よろしくお願いします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(吉原浩之農業委員挙手)

はい、吉原委員。

吉原浩之推進委員

私は、議案第12号の2番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請地は申請のとおりです。本申請は、日光市木和田島地内におきまして、駐車場を目的として転用する5条申請です。位置図による説明です。JR下野大沢駅から北東へ300メートルの場所に位置します。案内図です。JR下野大沢駅から県道下野大沢停車場線を東へ380メートル進み交差点を左折し80メートル進み、右折したところに申請地があります。公図による説明です。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は東側が道路、西側が宅地、南側が宅地、北側宅地です。土地利用図による説明です。現地には代理人が立ち会いました。申請地を駐車場として利用する計画で杭打ちがしてありました。雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透とします。給排水の利用はありません。現在、一部に砂利が敷いてあるため始末書が提出されております。現場の写真です。一部このように砂利が敷いてありますが、あとは土の状態です。これは南西から撮った写真です。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われしますので、ご審議

の程よろしくお願ひします。

福田絹江議長 ありがとうございます。現地調査後の検討・協議の結果について副部会長から報告願ひます。

高橋和子農業委員 (高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋副部会長。

申請地は第3種農地区分です。一部砂利が敷いてあるため始末書が提出されています。周りに及ぼす影響はないと考えますので許可相当との部会での統一見解です。ご審議の程よろしくお願ひします。

福田絹江議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号2番について意見要請活動部会以外の皆様方のご意見、ご質問をお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長 日程第8、議案第13号「非農地証明願ひについて」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田正明推進委員挙手)

福田正明推進委員 はい、福田委員。

私は、議案第13号の1番を担当いたしました。議案書10ページをご覧ください。本申請は、日光市塩野室町地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図による説明です。願出地は、日光市塩野室町地内、塩野室交差点から北西へ約1.6キロメートルに位置した場所です。案内図による説明です。塩野室交差点から市道を西に1.5キロメートル、右折して北に400メートルほど進み、左手に入った付近が願出地です。公図による説明です。登記簿地目は畑、現況は山林です。周囲の状況は、東側は道路、西側と南側は雑種地、北側は山林です。この写真は平成12年に撮ったもので、その時はご覧のとおり山林となっています。平成12年以前から20年間以上山林となっていました。隣接地にソーラーを設置するため、木を伐採してしまいました。伐採後の申請となりましたがご審議の程よろしくお願ひいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について副部会長より報告を願ひます。

(高橋和子農業委員挙手)

高橋和子農業委員 はい、高橋副部会長。

申請地の隣りにソーラーが設置されており、そのソーラーを設置するため、やむを得ず伐採をしてしまいました。その時に小さい株は抜いてしまい、大きな株が所々残っています。空中写真でもわかりますように数年前まではまちがいなく山林となっていました。申請人には伐採してしまった理由書を提出していただいております。部会として問題はないという統一見解です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

福田絹江議長 申請人から理由書が提出されているということですので、内容を読み上げてください。

(鯉沼慶主査挙手)

鯉沼慶主査 はい、鯉沼主査。

理由書を読み上げさせていただきます。「非農地証明の申請における樹木伐採について 標記の件につきましてご報告申し上げます。日光市塩野室町●●

番地の山林化した土地に対して樹木が残っていないと証明がでないということ
を認識しておらず、申請前に伐採をしてしまいました。令和2年10月頃に、
隣接地で太陽光発電設備工事があり、当該地の樹木が邪魔にならないように伐
採したいという話があり、これを認めてしまったため、現在の状況になってし
まいました。大変申し訳ございません。寛大な措置をお願い申し上げます。」以
上です。

福田絹江議長

それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたら
お受けいたします。

(加藤農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員
鯉沼慶主査

このようになった場合は、地目は何になるのですか。

非農地なのでこちらでは地目はわからないのですが、雑種地か切り株が残っ
ているので山林として見られるかということになるかと思えます。

加藤英利農業委員
鯉沼慶主査

この後ソーラーかなにかを設置するのですか。

そのようなことはないそうです。単に名義を書き換えたいということです。

(川村耕一農業委員挙手)

福田絹江議長
川村耕一農業委員

はい、川村部会長。

申請人は、伐採したあとに木をチップにして敷いたそうですので、その下に
木の根がもっとあると思います。申請人は、これを伐根して農地に戻すには費
用がかかりすぎるため、農地には戻す予定はないとのこと。

福田絹江議長

雑木の切り株で、相当古いですね。

他にご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のと
おり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』
とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(福田浩一推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田浩一推進委員

私は、議案第13号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市明神地内
において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申
請のとおりです。この位置ですが、先程の議案11号の1番の交換の案件と同
じです。公図による説明です。登記簿地目は畑、現況は山林です。周囲の状況
は、東側は先程の交換する田、西側は道路でその上は山林、南側は田、北側は
山林です。空中写真はありますが、森林現況証明が添付されております。2
0年以上経過していることが確認できます。現地には願出人が立ち会い、立木
にテープが巻いてあります。樹木はだいぶ太くなっています。願出地は、昭和
55年に植林を行い、以降山林として利用され49年が経過しております。証
明することに問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果につい
て部会長より報告を願ひます。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村部会長。

川村耕一農業委員

この案件は先程の3条申請1番の交換する土地で出された案件になります。
昭和55年に植林し、森林現況証明が添付されております。非農地として証明
することに何ら問題ないと思いますのでご審議の程宜しくお願ひいたします。

福田絹江議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。
 (「なし。」との声あり)
 それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (挙手全員)
 挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。
 (福田浩一推進委員挙手)
 はい、福田委員。

福田浩一推進委員 私は、議案第13号3番を担当いたしました。本申請は、日光市明神地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等は申請のとおりです。位置は、先ほどの1番の申請地から北に400メートルほど進んだところにあります。公図による説明です。登記簿地目はいずれも畑、現況は山林です。周囲の状況は、東側は原野、西側は道路でその上は山林、南側は山林、北側は山林です。空中写真はありませんが森林現況証明が添付されております。現地には願出人が立ち会い、立ち木にテープが巻いてありました。願出地は、昭和51年に植林を行い、46年経過しております。こちらの樹木も先程の2番の案件と同じような太さになっていました。以上のことから証明することに問題はないと思われまます。ご審議の程よろしくお願ひします。

福田絹江議長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告を願ひます。
 (川村耕一農業委員挙手)
 はい、川村部会長。

川村耕一農業委員 この案件は、昭和51年に植林を行い、46年経過しております。森林現況証明が提出されております。見るからに立派な木が生えております。部会としては非農地として証明することに何ら問題ないと考えます。ご審議の程宜しくお願ひいたします。

福田絹江議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。
 (加藤英利農業委員挙手)
 はい、加藤委員。

加藤英利農業委員 これは先ほどの3条の案件と交換するということですか。
 (鯉沼慶主査挙手)
 はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主査 交換するのは非農地証明願の2番の案件の方です。こちらの方は、現況が山林となっているものを整理するために2番と併せて提出されたものです。

福田絹江議長 他にご意見等がございましたらお受けいたします。
 (「なし。」との声あり)
 それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (挙手全員)
 挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。
 (吉原浩之推進委員挙手)

吉原浩之推進委員

はい、吉原委員。

私は、議案第13号の4番を担当いたしました。総会資料は11ページです。本申請は、日光市嘉多蔵地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図による説明です。申請地は、日光市嘉多蔵地内、塩野室地区センターから南西へ約1.8キロメートルに位置した場所です。案内図による説明です。塩野室地区センターから市道と県道を南西に1.1キロメートルほど進み、右折してさらに南西に1.2キロメートルほど進んだ右手に申請地があります。公図による説明ですが、登記簿地目は畑、現況は宅地です。平成12年撮影の空中写真が添付されております。その時はすべて宅地になっております。現地調査の写真により説明します。現地には行政書士、願出人が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は、昭和41年頃から宅地として利用され50年以上が経過しております。こちらは道路側から奥へ撮った写真です。奥に傾斜地があり杭が打ってあります。以上のことから証明することに問題はないと思われまます。ご審議の程よろしく願います。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について副部長より報告を願います。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋副部長。

高橋和子農業委員

空中写真が添付されており、証明妥当との部会の見解です。証明することに何ら問題ないと思えますのでご審議の程宜しく願います。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。

(酒主学推進委員挙手)

はい、酒主委員。

酒主学推進委員

私は、総会資料11ページ、議案第13号の5番を担当いたしました。本申請は、日光市高德地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。申請地は、高德地内、東武鬼怒川線新高徳駅から東へ約500メートルに位置した場所です。新高徳駅から市道を東に450メートルほど進み、左折して北西に50メートルほど進んだ左手に申請地があります。登記簿地目は畑、現況は宅地です。平成12年撮影の空中写真が添付されております。現地には願出人が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は、昭和60年頃より駐車スペースとして利用され、37年以上経過しております。こちらの写真ですが、奥が南側になります。東側及び西側が青地になっております。奥が宅地になっております。以上のことから証明することに問題はないと考えます。ご審議の程よろしく願います。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部長より報告を願います。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村部長。

川村耕一農業委員

この案件は、昭和60年頃より駐車スペースとして利用されておりました。空

中写真も添付されていますので、部会では非農地として証明することに何ら問題ないと思いますのでご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号5番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

日程第9、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹。

大島 尚美 副主幹

議案第14号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、所有権移転と利用権設定の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は12ページから13ページとなります。今月の件数は3件で、面積合計は6筆で1万9千233平方メートルとなります。譲渡人・譲受人の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は14ページから24ページとなります。件数は20件、面積合計は94筆で11万7千327平方メートルとなります。内訳は、申請番号1番から3番が農業委員会扱いの利用権の更新、申請番号4番から20番が日光市農業公社扱いの案件で、新規が16件、更新が1件となっております。「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

説明が終わりました。はじめに総会資料16ページ、貸借権設定の6番、及び7番について審議いたします。

農業委員会等に関する法律、第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、9番、高橋久美子委員の退席を求めます。

(高橋久美子農業委員退席 午後3時37分)

福田 絹江 議長

番号6番及び7番についてご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第7号のうち、貸借権設定の6番、及び7番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第14号の貸借権設定の6番、及び7番については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

高橋委員に着席を許可いたします。

(高橋久美子農業委員着席 午後3時38分)

福田 絹江 議長

次に貸借権設定の6番及び7番以外の残りの案件について審議いたします。
何かご質問はございましたらお受けいたします。

(福田重勝推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田重勝推進委員

所有権移転の2番、3番についてお聞きします。相続してから1年経っていないと思いますが、相続の税金はどのくらいかかるのですか。参考までにお願
いします。

(大島尚美副主幹挙手)

福田 絹江 議長
大島尚美副主幹

はい、大島副主幹。

相続はされたと思いますが、これ以外にも相続されたものはあると思います
ので、相続税の方はこちらでは把握しておりません。

福田重勝推進委員
大島尚美副主幹

公社が間に入ったときは、相続税には関係ないのですか。

相続税には関係ないですが、売買した時には、特例で税金に軽減がかかる場
合があります。

福田 絹江 議長

他にご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第14号のう
ち、貸借権設定の6番及び7番以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第14号の貸借権設定の6番及び7番
以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに決しまし
た。

福田 絹江 議長

日程第10、議案第15号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条
の2(農地利用計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明
を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹。

大島尚美副主幹

議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利
用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。本議案につい
ては、基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、
基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、日光市が作成した「農
用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。総会資料は
25ページになります。件数は2件で、面積合計は、4筆で3千506平方メ
ートルとなります。「設定をする者(貸人(かしにん))」・「設定を受ける者(借
人(かりにん))」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。
以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た
していると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

説明が終わりました。ご質問はございますか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決に入りたいと思います。

議案第15号は、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙
手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よりまして、議案第15号は、この原案のとおり『決定』することに決しました。

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。
これをもちまして、令和4年2月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後3時46分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

7 番 委 員

9 番 委 員